

在宅勤務規程

株式会社〇〇〇〇〇〇

令和2年4月1日制定

(目 的)

第1条 この規程は、株式会社〇〇〇〇〇（以下「会社」という。）における、在宅勤務に関する取扱、について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程において「在宅勤務」とは、パソコン等のIT機器を用いた、集中的かつ効率的に業務を遂行するため、一定期間従業員の自宅（会社が指定したものに限り）において行う勤務をいう。

2-1 在宅勤務は、次の3種類とする。

(1) クリエイティブ型（Type-C）…

会社が指定する業務又はプロジェクトを遂行するため、当該業務の特性を鑑み、常態的に自宅で業務を行わせるものをいう。

(2) ワーク・ライフ・バランス型（Type-W）…

育児、介護等の家庭的責任を負う従業員が、その申請により、会社が認める期間、自宅で業務を行わせるものをいう。

(3) 緊急対応型（Type-E）…

大規模災害等により、会社での業務が困難となり、又は通勤が困難となる事情が、或は長期にわたる場合において、会社が指定する期間、自宅で業務を行わせるものをいう。

(在宅勤務の許可)

第3条 在宅勤務（Type-Cを除く。）を希望する者（以下「申請者」という。）は、会社に自宅で勤務する旨を申請し、その許可を受けなければならない。

2-1 Type-Cについての許可は、その各号のいずれにも該当する場合に限り、行うものとする。

(1) 当該業務が自宅において行われることが効率的な業務の遂行に資すると認められること。

(2) 申請者の職務遂行能力が一定水準以上であり、時間管理能力に優れていること。

3 Type-Wについての許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、行うものとする。

(1) 当該業務が自宅において行われることが、申請者の家庭的責任及び雇用の継続の両立に資することが明らかであること。

(2) 申請者が養育する子が小学5年生の満期に達するまでの間であること、又は申請者が家族（育児・介護等規程に定める対象家族とする。）を介護する期間が1年以内であること。

(命令による在宅勤務)

第4条 前条にかかわらず、第2条第2項第3号に該当するときは、会社は、次の必要と認める期間、在宅勤務を命ずることがある。この場合の対象者は、Type-Cの許可基準を考慮して選考するものとし、在宅勤務が相応しくないと認める者については、自宅待機又は休業を命ずる。

(在宅勤務の期間)

第5条 会社は、申請者が第三条の要件を満たすと認めるときは、辞令(社内様式第9号)とし、在宅勤務を命ずるものとする。

2 在宅勤務期間は、原則として3か月(Type-Cは、会社が必要と認める期間)とし、必要に応じ、この期間を更新するものとする。ただし、Type-Wについては、次の各号の申請理由に応じて定める期間を上限とする。

- (1) 子の養育の場合…4年
- (2) 家族の介護の場合…6か月

(就業の場所)

第3条 在宅勤務を命じられた従業員(以下「在宅勤務者」という。)の勤務場所は、在宅勤務命令書で指定した自宅とする。ただし、業務報告及び会議出席は、会社が指定する他の就業場所は、会社所在地(千葉県甲府市〇〇〇〇〇)とする。

(業務遂行方法)

第7条 在宅勤務者は、会社が指示する業務(定められた期日までに遂行するものとする。なお、作業時間(自宅における作業時間をいう。)の配分は、在宅勤務者にゆだねるが、規定の日の作業が完了しないものとならないよう、適切に行わなければならない。)

2 業務遂行に関する当座は、定例会議によるほか、電話、ファクシミリ又は電子メール等により適宜行うものとする。

(報告)

第8条 在宅勤務者は、業務の進捗状況を電話、ファクシミリ又は電子メール等により適宜会社へ報告しなければならない。

(自己管理義務)

第9条 在宅勤務者は、在宅勤務の趣旨をよく理解し、効率的な業務遂行を心がけなければならない。また、家庭生活との配分を考えたうえでの作業時間を管理しなければならない。

（復元） 当社は、作業時間が大幅に伸びたと認めるときは、直ちに通常勤務への復元（Type-Cの場合、自宅勤務又は休業）を命ずることがある。

（勤務時間の算定）

第10条 在宅勤務の日の勤務時間は、就業規則第21条に定める所定労働時間（Type-Cの場合は、育児等の代りに応じて個別に定められた労働時間）勤務したものとみなす。ただし、業務遂行に必要とされる時間が所定労働時間を超えると認めるときは、申請に基づき、当該超える時間を時間外労働として承認することがある。

2 在宅勤務が深夜に及ぶときは、あらかじめ会社の許可を得なければならない。

（勤務日及び休日）

第11条 在宅勤務中の勤務日及び休業日は、就業規則第20条に準ずるとおりとする。

2 所定休日に在宅勤務を行うときは、あらかじめ会社の許可を得なければならない。

（賃金）

第9条 在宅勤務期間中の賃金は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） Type-C

在宅勤務に係る業務（以下「対象業務」という。）の内容に応じて個別に定める額

（2） Type-W

通常の賃金の8割に相当する額（所定労働時間を短縮したときは短縮された時間分は無給とする。）

（3） Type-E

通常の賃金の5割

（機器の貸与）

第13条 当社は、在宅勤務を行う場合に必要となるパソコン等のIT機器を貸与する。

2 会社が貸与するパソコンへは、会社が認める以外のアプリケーションをインストールしてはならない。

（本人所有の機器使用）

第14条 在宅勤務者は、自己所有する機器を使用したい場合には、所定の申請書に必要事項を記載の上会社に申請するものとする。

2 当社は前項の申請により（貸与）の可否を審査するものとし、その結果を申請者本人に連絡する。

(費用負担)

第15条 機器使用に関する費用（セキュリティ環境の整備に係るものを含む。）は会社が負担する。

- 2 本人所有の機器を使用する場合であって、会社が必要と認めるときは、機器使用に要した費用に関し、明細書を提出しなければならない。

(情報管理義務)

第16条 在宅勤務者は、業務に従事する間は、常に取扱う情報の安全を守る義務を負う。

- 2 在宅勤務に用いるコンピュータ機器（自らが所有するものを含む。）には、会社から受けるもの以外のアプリケーションをインストールしてはならない。また、セキュリティ環境は、会社が定める基準を確保しなければならない。

(教育・訓練)

第17条 会社は、在宅勤務者に対して在宅勤務に必要な教育及び訓練を行うことがある。

- 2 在宅勤務者は、前項の教育及び訓練を受けなければならない。

(健康管理)

第18条 会社は、在宅勤務者の健康管理に必要な健康診断を行うことがある。

- 2 在宅勤務者は、会社が行う健康診断を受診しなければならない。
- 3 在宅勤務者は、作業環境を整え、自らの作業時間にご注意を払わなければならない。

(通常業務への復帰)

第19条 在宅勤務者は、次のいずれかに該当するときは、通常勤務へ復帰しなければならない。

- (1) 在宅勤務期間が満了し、更新がないとき。
- (2) 在宅勤務期間の途中で対象業務が完了したとき。
- (3) 会社から通常勤務への復帰を命じられたとき。

(規程の改廃)

第20条 この規程は、関係諸法規の改正又は法令状況若しくは業績等の変化により必要があると認め、従業員代表と協議の上、改正又は廃止することとなる。

附 則

- 1 令和2年4月1日規程制定、同日より施行する。